

1 条例改正の経緯

環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、脱炭素、資源循環、自然共生、水質等に関する環境基準など、県の環境保全に関する幅広い事務を所掌している。

このうち、水質基準の策定など特定の専門分野の知見を要する審議事項については、専門委員に調査を行わせ、その結果を踏まえて審議・議決をしており、諮問から答申まで時間を要している。また、専門委員が権限は調査にとどまり、審議には参加できないという課題があった。

このため、審議会に部会を設置し、審議事項に応じた構成員による審議を可能とすることで、迅速かつ的確に対応していこうとするもの。

2 改正の概要

- 審議会の判断により、部会を設置することができる。（第7条第1項）
- 審議会の判断により、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。（第7条第6項）
- 部会運営の詳細については、部会設置要綱等で定める。（第8条）

3 施行期日

令和5年10月11日

○環境審議会条例（平成6年宮城県条例第13号）

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

（1）学識経験のある者

（2）関係行政機関の職員

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、15人以内とし、会長が指名する。

5 第3条の規定は部会委員について、前2条の規定は部会について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

2～4 略

附 則 (令和5年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略